

知っていますか？ 外国人児童生徒の在留資格



外国人児童生徒であることは、本人や保護者から言われないとわからないことがあり、在留資格もわかりません。それでも知っておく必要があるのはなぜ？

在留資格の種類によっては、就職に影響が出たり、日本に住めなくなったりする場合があります。在留資格の変更が必要になります。



1 在留資格の変更について

外国人が日本に滞在するためには在留資格が必要です。各学校に在籍している外国人児童生徒の在留資格は多くの場合「家族滞在」ですが、高校（特別支援学校高等部含む）卒業後も日本で生活し、就労するためには、在留資格を変更する必要があります。大きな理由は2つです。

- ・「家族滞在」では入国管理局の許可を受けても週28時間までしか就労できない。
- ・「家族滞在」では家族（保護者）が在留資格を失うと日本に住むことができない。

これらのことから外国人児童生徒の在留資格を知っておく必要があります。

2 在留資格と就労活動について

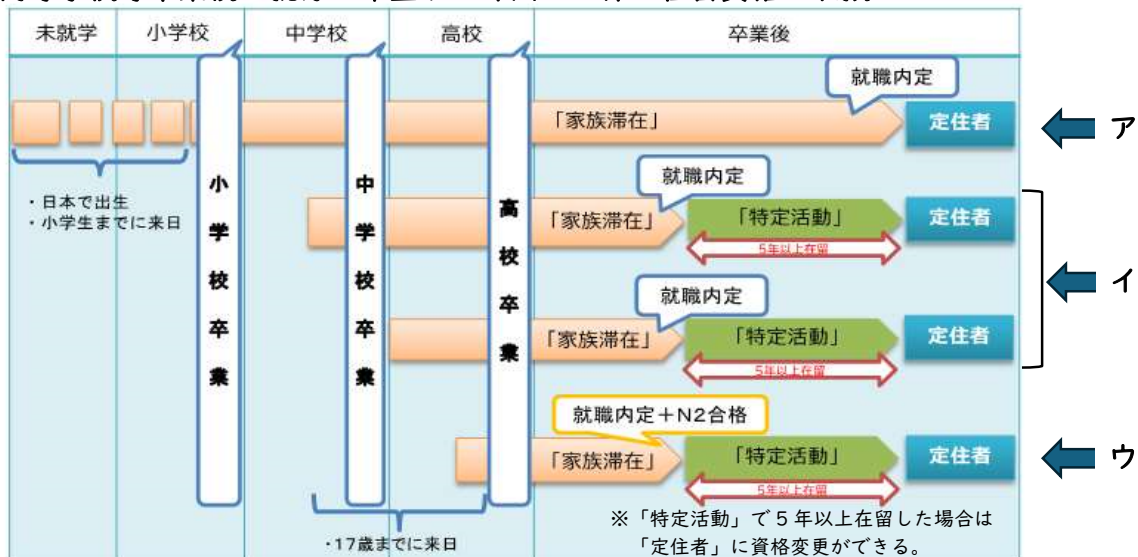
在留資格の種類	就労活動
永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者※ ¹	就労に制限がない
外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、介護、技能、特定技能、技能実習	在留資格の範囲内で就労が認められる
特定活動	指定される活動の内容による
文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在	就労できない※ ²

※¹「特別永住者」は主に第二次世界大戦前から日本に居住していた韓国・朝鮮人や台湾人、その子孫に対して与えられる資格。

※²「資格外活動許可」を申請することで週28時間までの就労が可能になる。

(参考 出入国管理庁 在留資格一覧 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>)

3 高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて



(参考 出入国管理庁 高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>)

ア「家族滞在」から「定住者」への変更の必要条件

- ・ 日本の義務教育（小学校及び中学校）を修了していること
- ・ 日本の高等学校等を卒業していることまたは卒業見込みであること
- ・ 就職先が内定していること（週28時間超の就労）
 - 正規職員として働くことができる
- ・ 公的義務を履行していること
 - 納税・各種届出・保険料の支払いなどが期限内に行われている

イ「家族滞在」から「特定活動」への変更の必要条件（高等学校に入学した場合）

- ・ 日本の高等学校等に入学し、卒業していることまたは卒業見込みであること
- ・ 扶養者が身元保証人として在留していること
- ・ 17歳までに入国していること
- ・ 就職先が内定していること（週28時間超の就労）
- ・ 公的義務を履行していること

ウ「家族滞在」から「特定活動」への変更の必要条件（高等学校に編入した場合）

- ・ 日本の高等学校等に編入し、卒業していることまたは卒業見込みであること
- ・ 扶養者が身元保証人として在留していること
- ・ 17歳までに入国していること
- ・ 就職先が内定していること（週28時間超の就労）
- ・ 日本語能力試験 N2 に合格していること
- ・ 公的義務を履行していること

【参考】

○日本語能力試験とは

日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する語学検定試験のこと
日本語能力試験には、5段階（N1～N5）のレベルがある

○日本語能力試験 N2 とは

日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる

読む(例)

- ・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。
- ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。

聞く(例)

- ・日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。

【在留資格の変更に関するページはこちら】

出入国在留管理庁 在留資格変更許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

